

# 福崎町立福崎東中学校

## 部活動ガイドライン



平成31年4月

## 目 次

- 1 福崎町立福崎東中学校 部活動ガイドラインの策定の趣旨
- 2 部活動とは
  - (1) 位置づけ
  - (2) 意義・目的
- 3 適切な運営のための体制整備
  - (1) 活動計画・活動報告の作成
  - (2) 活動の指導・是正
- 4 適切な指導の実施
  - (1) 安全指導の充実
    - ① 生徒の健康管理
    - ② 事故の防止
    - ③ 用具・練習場の安全点検及び活動における安全管理の徹底
    - ④ 重大事故発生時の対処
    - ⑤ 体罰・暴言・ハラスメントの根絶
    - ⑥ 校外での活動について
  - (2) 効果的な指導
    - ① 自主的・自発的な活動の実践
    - ② 特別支援教育の視点を生かした指導
    - ③ 短時間で効果的な指導の実践
    - ④ 適切な休養日等の設定
      - ア 休養日等の設定基準
      - イ 学校等で参加する大会等の見直し
- 5 指導力の向上に向けて
  - (1) 科学的・合理的な指導内容、指導方法の習得
  - (2) 部活動のマネジメントカやその他多様な指導力の習得
- 6 その他の取組
  - (1) 活動方針の検証について
  - (2) 安全な部活動の実施について
  - (3) 部活動指導員について

## 1 福崎町立福崎東中学校 部活動ガイドライン策定の趣旨

中学校の部活動は、学校教育の一環として行われ、体力や技能の向上を図る以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど教育的意義が大きい活動である。

しかし一方で、勝利至上主義的な考えによる過度な練習の強要、生徒の自主性・個性を軽視した運営、少子化による部員数や顧問数の減少、さらに近年では教職員の働き方改革の一環から部活動顧問の超過勤務の増大などが問題になっており、持続可能な部活動の在り方の抜本的な改革に取り組む必要がある。

このような現状の中、スポーツ庁は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を、兵庫県教育委員会は、「教職員・研修資料（4訂版）いきいき運動部活動」を、福崎町教育委員会は「福崎町立中学校部活動ガイドライン」を策定した。

そこで、上記方針等を踏まえ、望ましい部活動（運動部・文化部）のあるべき姿を明確にし、生徒や教員にとって魅力ある部活動となるための指針として、「福崎町立福崎東中学校部活動ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）を策定した。本ガイドラインが、運動部・文化部の活動にかかわる、すべての教職員・指導者はもとより、家庭、地域及び部活動に関連する各種団体で広く共有され、部活動が適切に運営されることをめざす。

## 2 部活動とは

### (1) 位置づけ

学習指導要領で部活動は、「生徒の自主性、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。」と明示され、位置づけられている。

### (2) 意義・目的

部活動は、心身の成長が著しい生徒が、自らの興味や関心等を深く追求し、それぞれの個性や能力を主体的な取組によって伸ばしたり、学年や学級の枠を越えて、仲間と切磋琢磨しながら、励ましたり協力したりする中で、社会性や人間性を育むという人間形成に資するものである。

また、中学校3年間だけではなく、生涯にわたってスポーツや文化に親しんだり、楽しんだりすることができる資質・能力の育成をめざしている。

## 3 適切な運営のための体制整備

### (1) 活動計画・活動報告の作成

部活動顧問は、「学校の部活動に係る活動方針」に則り、指導方針や年間の活動計画（活動日、休養日及び大会参加日程等）並びに毎月の活動計画及び活動報告（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

また、毎月の計画や大会・コンクール等の開催予定などを事前に生徒・保護者に伝える。

## (2) 活動の指導・是正

校長は、毎月の活動計画及び活動報告の確認により、適切な指導が行われているかを把握し、指導・是正を行う。また、毎学期、活動報告をまとめ教育委員会に提出する。

## 4 適切な指導の実施

### (1) 安全指導の充実

#### ① 生徒の健康管理

部活動顧問は、部活動の練習（試合・大会）前後に個々の生徒の健康観察を行うとともに、練習（試合・大会）中も生徒の様子をしっかりと観察し、健康状態を把握する。

状況に応じて、練習内容の変更や大会・試合への出場を見合わせ休養を取らせるなど柔軟な指導を行う。

#### ② 事故の防止

生徒は、一人一人発達段階、体力、習得状況が異なることから事前事後の健康チェックや活動中の健康観察を行い、無理のない練習となるよう留意する。特に、活動に十分慣れていない1年生や定期考査・長期休養後の活動については注視する。

また、気象環境による熱中症等を未然に防止できるよう、必要に応じて適宜、気温、湿度を確認し、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）に示される環境条件の評価を参考に、適切な対策と対応を図る。

#### ③ 用具・練習場の安全点検及び活動における安全管理の徹底

予測される危険性の事前確認や用具・練習場などの安全点検を徹底する。特に新入生については、競技経験が少なく器具などの扱いや活動内容についても不慣れなことから、安全に十分配慮した指導を行う。

#### ④ 重大事故発生時の対処

日頃から、一次救急医療機関の連絡先が記載された危機管理マニュアルを職員室や体育館等の教職員がすぐに確認できる場所に掲示する。また、心肺蘇生法、AED使用等の応急処置について、全ての教職員が熟知し、確実に実践する。

#### ⑤ 体罰・暴言・ハラスメントの根絶

指導にあたっては、体罰はもとより、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されない。部活動にかかわる全ての指導者は、体罰等を厳しい指導として正当化するのは誤りであり、決して許されるものではないとの認識をもつことが不可欠である。

また、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、校長や部活動顧問が積極的に説明し、理解を得られるようにする。

#### ⑥ 校外での活動について

ア 練習試合や大会・コンクールへの参加等について、校外で活動する場合は、実施日や場所、引率方法など必ず部活動顧問は、事前に校長に承認を得る必要がある。

イ 校長は、「部活動等計画申請書」を教育委員会に提出し、承認を得る。

ウ 対外試合等による校外への移動については、原則、公的交通機関（貸切バス等を含む）を利用する。集合及び解散場所は、学校、校区内及び校区に隣接する最寄り駅とし、顧問（教師）及び部活動指導員が引率する。

エ 交通費を徴収する場合は、収支決算を明らかにし、定期的に保護者に報告する。

## (2) 効果的な指導

### ① 自主的・自発的な活動の実践

指導者からの一方向の指導ではなく、個々の生徒が、自分の目標や課題、部活動内での役割など自ら設定し、その達成、解決に向けて必要な取組を考え、実践にかなげられるよう支援する。また、試合等に参加するかどうかは生徒の意思を尊重し、競技志向でない生徒の活動についても理解することが大切である。

### ② 特別支援教育の視点を生かした指導

学校には多様な特性のある生徒たちがおり、練習や試合等で困り感が解消されずに、注意ばかり受けてつらい思いをすることがある。生徒の困難さに着目した組織的で丁寧な指導を行う。

### ③ 短時間で効果的な指導の実践

それぞれの競技種目や活動の特性を踏まえた科学的、合理的な内容、指導方法による実効性のある指導を積極的に取り入れ、生徒が短時間に集中して取り組めるようにする。

### ④ 適切な休養日等の設置

#### ア 休養日等の設置基準

部活動における休養日及び活動時間については、スポーツ医・科学の観点からジュニア期における活動時間に関する研究及び部活動顧問の多忙化解消の観点を踏まえ、以下の基準とする。

#### (7) 学期中の休養日

学期中は、週あたり2日以上休養日を設ける。平日に1日、土曜日及び日曜日は1日以上を休養日とする。土曜日及び日曜日に大会参加等で2日間とも活動した場合の休養日の設定は、原則県教委策定「いきいき運動部活動(4訂版)」における「適切な休養日等の設定」のただし書きに沿うこととする。

#### 「いきいき運動部活動」における「適切な休養日等の設定」のただし書き

(1) ただし、高等学校においては、高体連・高野連主催の公式戦(総体・新人大会・選抜大会)及び、公式戦直前の練習等やむを得ない事情により、上記休養日の設定が行えない場合に限り、校長の判断の下、活動日を設定することができます。

その際の休養日については、活動日設定週の期間の翌週から4週間以内で、平日は平日、休業日は休業日に速やかに設定することを基本とします。

また、公式戦等が連続するなど、特別な事情により前述4週間以内の休養日の設定ができない場合に限り、それぞれの活動日の設定期間直後の翌週から16週間以内のできるだけ早い時期に、平日は平日、休業日は休業日に休養日を設定することとします。

なお、これらのいずれの場合にあっても週当たりの活動時間は、16時間を超えないこととします。

※ 上記文章においては、高等学校を中学校に、高体連、高野連を中体連に置き換えて読むものとする。

(イ) **長期休業中の休養日**

学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動ができるよう、ある程度まとまった休養期間を設ける。

(ウ) **1日の活動時間**

長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

(エ) **早朝練習の活動時間**

早朝練習を実施する場合は、生徒・保護者・教職員の過度な負担とならないよう活動時間や内容に配慮する。

(オ) **終日行われる大会や校外練習試合、イベント等への参加において**

生徒の健康及び定期考査や学校行事等の日程を考慮し、精査を図るとともに、長時間にわたっての拘束や交通費等における家庭の経済的負担を軽減する。

**イ 学校等で参加する大会等の見直し**

校長は、各部が参加する大会・コンクール等の全体像を把握し、生徒や部活動顧問の負担とならないよう、参加する大会等を精選する。

**5 指導力の向上に向けて**

**(1) 科学的・合理的な指導内容、指導方法の習得**

指導者は、効果的な指導に向けて、自身のこれまでの実践、経験に頼るだけではなく、指導内容や方法に関して、研究機関や優れた指導者の研究により理論付けされたものや科学的根拠が得られたもの、新たに開発されたものなどを積極的に習得し、指導において活用することが求められている。

種目別指導者研修や各種団体が作成する合理的かつ効率的・効果的な活動のための手引き書等を活用し、特性を踏まえた活動を実施し、技能や記録等の向上を図る。

**(2) 部活動のマネジメント力やその他多様な指導力の習得**

生徒にとって部活動が総合的な人間形成の場となるよう、生徒の発達段階や成長による変化、心理、栄養、休養、部のマネジメント、コミュニケーション、リーダー育成等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、指導力を身につけていくことが望まれる。

**6 その他の取組**

**(1) ガイドラインの検証について**

定期的に指導や体制等の検証を行い、適切で効果的な部活動の在り方を検討する。必要に応じて、ガイドラインの見直しを行う。

**(2) 安全な部活動の実施について**

命にかかわる重大事故につながる熱中症や頭部外傷の予防に向けて、各種団体が開催する研修会等に教職員を派遣し、実践的な研修を深める。

**(3) 部活動指導員について**

学校の実情に応じ、部活動指導員の配置を検討する。部活動指導員の資質向上に向けた研修を行う。